

世田谷区立玉川小学校PTA細則

(会費)

第1条 年会費は、保護者の会員については1家庭当たり、教職員の会員については1名当たり、それぞれ2,500円とする。

- 2 会員は、前項の年会費を、毎年1回納入するものとする。
- 3 会費は途中転出の場合は返還しない。途中転入の場合は時期に応じて減額のうえ徴収する。
- 4 年度途中に入会した場合の年会費の金額は、入会の時期に応じ、次のとおりとする。

(1) 1 学期	2,500円
(2) 2 学期	1,300円
(3) 3 学期	700円

(役員の選出)

第2条 この会の役員を選出するため、役員選考委員会を設ける。なお、会長の選出については、現会長が次期会長を指名するものの、立候補者または役員会役員選考者がいる場合、役員会の協議によって選出することとする。

- 2 役員選考委員会は、役員候補者の承認を受けるために役員承認会を招集するものとする。なお、必要に応じて、招集を省略し、紙面または電磁的方法により役員承認会を行うことができる。
- 3 役員選考委員会は、各役職別に候補者をあげ、役員承認会の開催にむけて事前に全会員にその氏名を知らせる。ただし、その氏名を知らせる前に役員候補者の同意を得なければならない。役員候補者は、役員承認会において承認を受けるものとする。
- 4 役員承認会の定足数は、全会員の議決権の10分の1（有効な委任状を提出した者を含む）以上とし、承認は出席会員の議決権の3分の2以上をもって行う。
- 5 役員選考委員はその活動において知りえた会員の個人情報、その活動に必要な場合を除き、使用、開示してはならず、用済み後速やかに廃棄しなければならない。

第3条 役員を2年連続で務めた全ての役員経験者（平成29年3月時点において玉川小学校に児童が在籍する全ての経験者及び世小P経験者を含む）は、以後、児童数に関わらず、役員や委員などを辞退することができる。

- 2 前項は、役員経験者が役員や委員等を辞退できるとするものであり、再選を妨げるものではない。

(各委員会の委員長)

- 第4条 各委員会の委員長経験者（令和4年度委員長まで適用）は、児童数にかかわらず、その翌年から2年間は委員長を辞退することができる。
- 2 前項は、委員長経験者が委員長を辞退できるとするものであり、再選を妨げるものではない。

(PTAサークル)

- 第5条 この会に、会員の希望によりPTAサークルを置くことができる。
- 2 PTAサークルは複数の会員を登録していることで成立する。
- 3 実行委員会が必要と認め総会の承認をもって、PTA会費からPTAサークル助成金を支給する。
- 4 会員の登録人数の確認は4月末とする。
- 5 活動計画、活動報告の提出がない場合、代表者との連絡が3ヶ月取れない場合にはサークルから除外とする

(表彰慶弔について)

- 第6条 この会は、次のとおり慶弔を行う。
- 2 教職員
- (1) 結婚
教職員結婚の場合は、金5,000円を贈る。
- (2) 死亡
ア 教職員が死亡したときには、金5,000円および生花等を贈る。
イ 教職員の配偶者、同籍の子が死亡したときには、金5,000円を贈る。
- 3 主事、嘱託員、講師においては前項に準ずる。
- 4 児童及び保護者
- (1) 死亡
ア 児童（本校在籍の児童に限る）が死亡した場合には、金5,000円および生花等を贈る。
イ 保護者が死亡したときには、金5,000円を贈る。
ウ 児童（本校在籍の児童に限る）が学校の授業時間中事故その他により死亡したときには、役員会または実行委員会の協議決定により、香典を贈る。
- 5 その他
会員以外の学校関係者が死亡したときには、この会から供花等を行うことができる。ただし、その費用は役員会が定め、実行委員会に報告する。
- 第7条 この会は、会員がこの会のために特別に功労が顕著なときには、実行委員会にはかり、この会として礼遇する。ただし、その礼遇の内容および費用は、実行委員会にはかり協議するものとする。

(附則)

- 第8条 この細則の改定は、実行委員会の決議による。
- 本細則は平成30年 4月 1日より施行する。
- 平成31年 1月21日 一部改定
- 令和元年12月10日 一部改定
- 令和4年 3月 7日 一部改定
- 令和5年 2月22日 一部改定
- 令和6年 3月22日 一部改定